

緊急事態への対策・対応について

参考情報

- ◆ 在チェコ日本国大使館ホームページ (<http://www.cz.emb-japan.go.jp>)
安全の手引き（防犯と安全の手引き、大規模災害等緊急事態への対処）
- ◆ 外務省・海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp>)
国・地域別の危険情報、テロ・誘拐対策など各種マニュアル

緊急事態への対策・対応

- ◆ 在留届の提出・更新
 - ◆ 連絡体制の確認（職場・家族）
 - ◆ 避難場所、携行品及び非常用物資の準備
 - ◆ 緊急時の行動（情報収集、避難、国外への退避など）
 - ◆ 緊急事態に備えてのチェックリスト（旅券、貴重品、身の回り品、医薬品など）
- ※ 「安全の手引き」参照

脅迫事案への対処

【事例紹介（報道：AP電ほか）】

第一報：本年6月10日、チェコ警察は、学校数校が襲撃される可能性があるとの脅迫に関する情報を入手したことを受け、これら学校の警護のための措置を講じていることを明らかにした。警察は、具体的な学校名には言及していないが、銃器による襲撃の可能性を学校側に通知するとともに、当該学校周辺における警察官による警戒を強化した。

第二報：警察は、ツイッターでプラハの学校に対する銃器による攻撃を主張した16歳の少年を逮捕した。被疑者の少年は犯行を認め、「全て自分がやった、冗談のつもりだった。」と供述した。

【対処要領】脅迫を受けた場合の対応

- 手段：電話やメール、SNSなど。
- 内容：① 取引型 金銭や具体的要求を行い、拒否すれば爆破、誘拐、毒物混入等の企業・組織の活動妨害等を実行すると脅すもの。
② 予告型 具体的要求を伴わずに爆破等、害悪の予告を行う。
- 動機・目的：金銭獲得、特定活動の妨害、各種政治・社会・思想宣伝、愉快犯など。
- 対象：特定の個人・企業、不特定多数（日本人に危害を加える）など。
- 対応：明らかに悪戯と判断される場合を除き、一旦は信憑性のあるものと仮定して適切な措置（警戒の強化、警察への通報、一時避難等）を講じることが、万一の被害を最小限に食い止める上で極めて重要となる。

- ※ 海外における脅迫・誘拐対策（外務省）
(https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph_04.pdf)

最近の治安情勢

- ◆ 大規模集会・デモ行動の拡大（4月末以降、頻繁に実施され、参加者も増加傾向）
次回は6月23日（日）、プラハ市のレトナ公園で約20万人が参加の見通し。
- ◆ 6月13日、注意喚起のための「領事メール」を発出。大使館ウェブサイトに掲載。